

新川こども施設ネーミングライツスポンサー募集要項

1 目的

県有施設等に対し「新たな愛称を付ける権利」（以下「ネーミングライツ」という。）の導入により、その対価を施設の運営やサービスの維持・向上のための財源に充てるとともに、富山県（以下「県」という。）と民間企業等との連携・協働を図るため、新川こども施設のネーミングライツを取得するスポンサーを募集するもの

2 対象施設等

名称 新川こども施設

本施設の愛称は「にこっちゃん」に決定しており、応募者が愛称の前又は後にスポンサー名等を付した名称（以下「新愛称」という。）の提案を行うこととする。

建設地 魚津市宮津 110

施設概要 別添 1 のとおり

3 募集期間

令和 8 年 10 月 13 日（火）から令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 5 時まで

4 募集の条件

（1）応募資格

ア～ウすべてを満たすものとする。

ア 法人であること。

イ 次の業種又は事業者該当しないこと。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業又は同法第 35 条の 2 に規定する特定性風俗物品販売等営業を営むもの
- ② たばこに係るもの
- ③ ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものは除く。）
- ④ 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- ⑤ 権利関係や取引の実態が不明確なもの（いわゆるマルチ商法（連鎖販売取引）やそれに類するもの、キャッチ商法（キャッチセールス）、催眠商法などの悪質商法等）
- ⑥ 事業の実施にあたり法令等の規定により、許可、認可、登録、届出等の手続が必要とされているもので、これらの手続がなされていないもの
- ⑦ 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生若しくは再生の手続中のもの
- ⑧ 県から指名停止を受けているもの又は指名停止期間終了の後 2 年を経

過しないもの

⑨ 指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

⑩ 県税を滞納しているもの

⑪ その法人等の役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの

⑫ その法人等の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの

ウ 県内に事業所を有するなど本県との関わりがある企業であること。

（2）提案金額（ネーミングライツ料）

年額 50 万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

※提案金額を下回る応募も可。審査過程で総合的に勘案し判断する。

（3）契約期間

令和9年8月1日（日）から令和14年3月31日（水）まで（4年8か月間）

※契約締結日から契約期間の開始日前日までは、新愛称の無料使用期間とする。

（4）新愛称にかかる条件

ア 次のいずれかに該当するものは、名称として使用できない。

① 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

② 人権侵害となるもの又はそれおそれのあるもの

③ 政治性又は宗教性のあるもの

④ その他、主にこどもが使用する施設の名称として適当でないと認められるもの

イ 契約期間内の名称の変更はできない。

ウ 新愛称の一部に「にこっちゃ」を用いること。

エ 法人等が命名する名称は施設の新愛称であることから、条例で定める施設の名称の変更は行わない。

（5）名称変更に伴う費用負担

ア 施設の看板・サイン等のうち、スポンサー名等を表示する部分の製作及び設置にかかる費用は、スポンサーの負担とする。また、デザイン、工事の方法等については県と協議の上、決定する。

イ 契約終了後の原状回復については、スポンサーの負担とする。

ウ 次にかかるものは県の負担とする。

県のホームページ、県広報紙、県が発行するチラシの表示費用

エ 次にかかるものは指定管理者の負担とする。

指定管理者が運用するホームページ、指定管理者が発行するチラシの表示費用

オ その他、新愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定する。

5 新愛称の表示箇所（看板・サイン）等について（スポンサーのメリット）

（１）施設の新愛称表示

ア 施設の新愛称が表示可能な箇所は、原則、正面入口上部、アプローチ上部外看板、印刷物（チラシ等）とする。その他、施設敷地内に表示を希望する場合は、契約終了後の原状回復の方針も含めて、県と協議すること。

イ チラシ等の印刷物は、新愛称使用開始後に作成開始するものが対象となる。

（２）新愛称の表示以外のスポンサーに付与するメリット

ア スポンサーの商品等の展示・広告スペースの施設への設置

イ 新川こども施設ホームページへのバナー広告の掲載

ウ X、Facebook、Instagram の投稿へのタグ付け

ただし、いずれも県と協議の上、施設の目的に反しないと認められる場合に限る。

（３）その他

新愛称を表示する際（文字のみで表示する場合を除く。）は、県が作成した「にこっちゃん」のロゴマーク（別添２参照）を使用することとする。（当該ロゴマークの周囲にスポンサー名等を表示することは可能とする。）

（４）メリット付与及び施設運営の提案

県が示す表示箇所以外に希望する新愛称の表示箇所がある場合や、新愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与又は施設運営に関する提案がある場合は、提案することができる。なお、提案内容については、優先交渉権者決定後に別途協議するものとし、施設運営上の必要性、公共性、こども及び保護者への影響、利用者の安全・安心、施設の設置目的との整合性、施設のイメージ、CSR・地域貢献への寄与等を踏まえ、県において可否を判断するものとする。県が不相当と判断した場合は、全部又は一部を認めないことがあるので、留意すること。

（５）新愛称普及に向けた県の取組みについて

ア スポンサー決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表する。

イ 県は、新愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において新愛称を使用するとともに、報道機関や県内市町村等に対し、新愛称の使用を働きかける。

6 申込方法

（１）提出書類の受付

ア 受付期限 令和８年１１月１３日（金）まで（土・日・祝日を除く。）

イ 受付時間 午前９時から午後５時まで

ウ 提出方法 提出先へ持参又は郵送

※郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、令和８年１１月１３日（金）必着とする。その場合、事前に郵送提出の旨を県担当まで

連絡すること。

エ 提出先 富山県地方創生局ワンチームとやま推進室地域振興課
メールアドレス：aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp
FAX：076-444-3122

オ 提出書類 次の書類（添付書類を含む）について提出願います。
・新川こども施設ネーミングライツスポンサー申込書（別紙１）
・誓約書（別紙２）

（２）質問の受付

提出書類作成について質問がある場合は、質問票を提出することができます。なお、回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

ア 受付期限 令和８年１０月２３日（金）まで（土・日・祝日を除く。）

イ 受付時間 午前９時から午後５時まで

ウ 提出方法 「新川こども施設ネーミングライツパートナーの募集に関する質問票（別紙３）」に必要事項を記載のうえ、電子メール又はFAXで送付してください。電子メールの件名は【ネーミングライツに関する質問】としてください。

エ 提出先 富山県地方創生局ワンチームとやま推進室地域振興課
メールアドレス：aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp
FAX：076-444-3122

オ 回答日 令和８年１０月３０日（金）までに回答

カ 回答方法 受け付けた全ての質問は、原則として質問者を特定できない内容で、県ホームページに掲載して回答します。

（３）応募の失格事項

次の項目に該当した場合は、応募を無効とします。

ア 募集要項に示した応募資格を満たしていないことが判明した場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要項に示した条件に違反又は著しく逸脱した場合

エ 選定の公平性を損なう行為があったと県が認めた場合

オ 応募者による契約の遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

カ その他不正行為があった場合

（４）留意事項

ア 同一施設に対して同一企業・団体による複数の提案はできません。

イ 提案内容を確認するため、応募者に対し、必要に応じてヒアリングの実施又は追加資料の提出を求める場合があります。なお、受付期間終了後の内容変更は認められません。

ウ 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。県は、スポンサー選定の結果の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

エ 提出書類の提出後に応募を取り下げる場合は、「応募取下届」（任意様式）を

提出願います。

オ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

カ 提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は応募者に帰属します。ただし、県は、本事業に関する公表及びその他県が必要と判断した場合には、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

キ 提出書類は、富山県情報公開条例（平成 13 年条例第 38 号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

7 選定方法

（１）選定委員会の開催

県が別途設置する「新川こども施設ネーミングライツスポンサー選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募企業・団体、名称、金額及び期間を総合的に勘案し、優先交渉権者を決定します。応募が 1 者のみであった場合も実施します。評価点の合計が満点の 60%以上を選定基準とし、審査の結果、優先交渉権者なしとする場合があります。なお、選定委員会は非公開とします。

（２）審査基準

審査基準及び点数配分は別紙 4 のとおりです。

（３）選定結果の通知および公表

選定後、すべての応募者に文書で通知し、選定された優先交渉権者をホームページで公表します。なお、優先交渉権者以外の応募者の情報は、原則として公表しません。

（４）次点候補者の地位

次点候補者は、その地位を、優先交渉権者との契約が締結されるまでの間、保持するものとし、優先交渉権者と合意に至らなかったとき、又は優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとします。

8 契約の締結等

（１）契約の締結

優先交渉権者の決定後、県と優先交渉権者はネーミングライツに係る契約に向けた必要な協議後、契約を締結します。

（２）契約の解除

募集要項で定める応募資格を偽るなどの不正行為により契約が成立したことが明らかになった場合、又は契約に規定する義務を履行しない場合、県は契約を解除できます。この場合、原状回復に必要な費用はスポンサーが負担するものとし、すでに納入されたネーミングライツ料は返還しません。

9 契約期間終了後の取扱い

契約期間終了後、スポンサーに更新又は継続に係る優先交渉権は付与しません。スポンサーに継続の意向がある場合であっても、改めて募集・選定を行います。

10 申込及び問合せ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1-7

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室地域振興課（担当：杉本、柳瀬）

電話番号：076-444-3122（直通）

電子メール：aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp

〔電子メールによる提出の場合〕

送信後、電話で到達の確認をしてください。

〔郵送による提出の場合〕

簡易書留郵便等の追跡の可能な方法としてください。

〔持参による提出の場合〕

土日祝日を除く午前9時から午後5時に来庁ください。